【規程番号　神女大短Ⅰ－004】

神戸女子大学・神戸女子短期大学人事委員会規程

（趣旨）

第１条　この規程は、神戸女子大学・神戸女子短期大学の教員人事について審議するために常設する人事委員会の組織及び運営の方法について定める。

（組織）

第２条　人事委員会は、学長、副学長、文学部長、教育学部、健康福祉学部長、家政学部長、看護学部長、心理学部長、短期大学部長及び全学共通教育部長をもって組織する。

２　前項の規定にかかわらず、必要に応じて他の教職員の出席を求めることができる。

３　委員長は学長がこれに当たり、学長に事故があるときは学長が代理者を指名する。

４　人事委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

（審議事項）

第３条　人事委員会は次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 専任教員及び非常勤講師の任免に関すること。

(2) 新任教員の資格に関すること。

(3) 専任教員の昇任に関すること。

(4) その他教員人事に関すること。

（会議）

第４条　会議は公開せず、その結果を教授会に報告するものとする。ただし、専任教員の任免に関しては、常任理事会の承認を得なければならない。

（手続）

第５条　第３条に定める事項を第４条に定める会議に付託する手続については、別に定める。

（事務）

第６条　人事委員会の事務は総務課（大学庶務担当）が行い、議事録を作成する。

（改廃）

第７条　この規程の改廃は、人事委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。この場合、学長は変更内容を常任理事会に報告する。

附　則

１　この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

２　この規程の制定に伴い、神戸女子大学教員資格審査会規程（平成 5 年 4 月 1 日制定）は廃止する。

附　則

この規程は、平成 14 年 6 月 29 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規程の制定に伴い、神戸女子大学人事委員会規程、神戸女子短期大学人事委員会規程及び神戸女子短期大学人事委員会運営規則は廃止する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（事務組織名称の変更）